

基発0804第1号
平成22年8月4日

厚生労働大臣 殿

労働基準局長
(公印省略)

「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について (内申)

標記について、厚生労働省の内部組織に関する訓令 (平成13年厚生労働省訓第1号) の規定に基づき、別添のとおり関係書類を添えて申請するので、よろしくお取り計らい願います。

平成22年8月5日付け労働基準局内の内部組織に関する細則の一部改正について

- 平成22年度の組織・定員査定の結果を受け、下記のとおり改正するもの。
 - 1 労働条件政策課の振替設置（勤労者生活部企画課の振替廃止）
 - ・ 労働条件政策課労働条件確保改善対策室の振替設置（監督課労働条件確保改善対策室の振替廃止）
 - 2 監督課の所掌事務の変更
 - 3 勤労者生活課の振替設置（勤労者生活部勤労者生活課の振替廃止）
 - ・ 勤労者生活課労働金庫業務室の振替設置（勤労者生活部企画課労働金庫業務室の振替廃止）
 - ・ 勤労者生活課勤労者福祉事業室の振替設置（勤労者生活部勤労者生活課勤労者福祉事業室の振替廃止）
 - 4 労災補償部労働保険徴収課の振替設置（本局労働保険徴収課の振替廃止）
 - ・ 労災補償部労働保険徴収課労働保険徴収業務室の振替設置（本局労働保険徴収課労働保険徴収業務室の振替廃止）
 - 5 労災補償部労災保険業務課の設置（労災補償部労災保険業務室の名称変更）
 - 6 勤労者生活部の振替廃止（職業安定局雇用支援部の振替設置）
 - 7 労働条件政策課賃金時間室の設置（厚生労働省の内部組織に関する訓令の改正）

労働基準局の内部組織に関する細則

平成22年8月5日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）、厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和47年労働省令第46号）に定めるところによるほか、労働基準局の内部組織を次のとおり定め、平成22年8月5日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

| 課等の名称 | 組織 補佐の 定数 | 専 門 官 | | 係 | | 専 門 職 | | 主査の 定数 | 専門スタッフ職 | |
|----------------------|-----------------|----------------------------|--------|------------|--|-------|----|-----------|---------------|----|
| | | 名 称 | 定数 | 数 | 名 称 | 名 称 | 定数 | | 名 称 | 定数 |
| 総務課 | 6 〈内2〉 | | | 11 〈内4〉 | 秘書人事係 人事係 給与・職員係 総括係 法規係 総務係 (広報係) (監理係) (監理第二係) 予算係 (庶務経理係) | | | | 労災保険業 務分析官 | 1 |
| 石綿対策室 | 1 | 中央労働衛生専門官 | 1 | 1 | 企画調整係 | | | 1 | | |
| [労働保険 審査会 事務室] | 2 | | | 4 | 庶務係 審査第一係 審査第二係 審査第三係 | | | | | |
| 労働条件政策課 | 4 〈内2〉 | 中央労働時間設定改善 指導官 | 1 | 6 〈内2〉 | 管理係 企画係 (企画第二係) 法規係 (政策係) 設定改善係 | | | | | |
| 労働条件確保 改善対策室 | 1 | 外国人労働条件専門官 | 1 | 3 〈内1〉 | (法規係) 労働条件確保係 労働条件改善係 | | | | | |
| [賃金時間室] | 1 | 中央賃金指導官 賃金・退職金制度 専門官 | 2 1 | 4 | 政策係 最低賃金係 指導係 賃金・退職金制度係 | | | | | |
| 監督課 | 4 〈内3〉 | 労働監督訟務官 社会保険労務士専門官 | 1 1 | 7 | 管理係 企画・法規係 監督係 監察係 特定分野労働条件 対策係 立替払事業係 社会保険労務士係 | | | | | |
| 勤労者生活課 | 3 | | | 7 〈内1〉 | (企画係) 調査係 数理係 管理係 機構調整係 財形管理係 財形融資係 | | | | | |
| 勤労者福祉 事業室 | 1 〈内1〉 | | | 2 | 援助係 指導係 | | | | | |
| 労働金庫業務室 | 1 〈内1〉 | 労働金庫検査官 | 6 | 2 | 指導係 検査係 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|--|---------------------|-----------|--|--|--|--|--------------|---|
| 安全衛生部 計画課 | 5 〈内2〉 | 安全衛生機関検査官 (中央産業安全専門官) 安全衛生訟務官 | 1 1 〈内1〉 2 | 4 | 管理係 団体監理係 法規係 企画係 | | | | | |
| 国際室 | 1 | (中央労働衛生専門官) | 1 〈内1〉 | 1 | 業務係 | | | | | |
| 安全衛生部 安全課 | 1 | 中央産業安全専門官 (安全衛生機関検査官) 災害情報官 | 3 1 〈内1〉 1 | 3 〈内2〉 | 業務第一係 (業務第二係) (業務第三係) | | | | | |
| 建設安全対策室 | 1 | 技術審査官 中央産業安全専門官 | 2 1 | 1 | 指導係 | | | | | |
| 安全衛生部 労働衛生課 | 1 | 中央じん肺診査医 中央労働衛生専門官 職場復帰対策促進 専門官 | 1 3 1 | 6 〈内4〉 | 業務第一係 業務第二係 (業務第三係) (業務第四係) (業務第五係) (業務第六係) | | | | 職業性疾病 分析官 | 1 |
| 環境改善室 | 1 | 中央労働衛生専門官 | 1 | 2 | 環境改善係 測定技術係 | | | | | |
| 安全衛生部 化学物質対策課 | 1 | 有害性調査機関査察官 中央産業安全専門官 中央労働衛生専門官 | 1 1 1 | 1 | 業務係 | | | | | |
| 化学物質評価室 | 1 | 化学物質情報管理官 | 2 | 2 | 評価係 審査係 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------|--|-------------|------------|---|--------------|---|--|---|--|
| 労災補償部 労災管理課 | 6 〈内1〉 | | | 11 〈内1〉 | 管理係 総務係 企画調整係 法規係 予算係 決算係 経理係 調度係 機構調整第一係 (機構調整第二係) 監察係 | | | | 1 | |
| 労災保険財政 数理室 | 1 〈内1〉 | 労災保険数理専門官 | 2 | 2 | 料率係 調査係 | | | | | |
| 労災補償部 労働保険徴収課 | 3 〈内1〉 | 中央徴収専門官 労働保険事務組合指導 官 中央船舶事業所指導官 | 1 1 1 | 7 〈内3〉 | 総務係 予算係 企画係 (法規係) 業務係 (徴収係) (適用係) | | | | | |
| 労働保険徴収業 務室 | 1 | | | 5 〈内3〉 | 管理係 業務第一係 (業務第二係) (システム最適化 第一係) (システム最適化 第二係) | 主任プログラ マー | 2 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------------------|-------------|--------------|---|--------------|---|---|--|---|
| 労災補償部 補償課 | 2 | 中央労災医療監察官 中央社会復帰指導官 労災医療専門官 | 2 1 1 | 6 | 業務係 企画調整係 通勤災害係 医事係 福祉係 二次健康診断等 給付係 | | | | | |
| 職業病認定 対策室 | 1 | 中央職業病認定調査官 | 7 | 2 | 職業病認定業務 第一係 職業病認定業務 第二係 | | | | | |
| 労災保険審査室 | 1 | 労災保険審査専門官 中央労災補償訟務官 | 3 4 | 4 <内2> | 審査係 (審査第二係) 訟務係 (訟務第二係) | | | | | |
| 労災補償部 労災保険業務課 | 5 <内1> | システム管理調整官 | 1 | 15 <内3> | 管理係 経理係 企画調整係 年金業務係 年金福祉第一係 年金福祉第二係 システム管理係 伝送係 システム運用係 (情報システム 運用係) (情報システム 業務係) 統計調査係 短期給付係 (支払第一係) 支払第二係 | 主任プログラ マー | 3 | | | |
| [システム 最適化 推進室] | 1 | | | 6 <内4> | システム調整係 (システム最適化 第一係) (システム最適化 第二係) (システム最適化 第三係) (システム最適化 第四係) システム最適化 第五係 | | | | | |
| 計 | 56 <内15> | | 62 <内3> | 125 <内30> | | | 5 | 2 | | 2 |

(注) 1. 併任の官職（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職）を下記の記号で示す。

室長 []
補佐 <内>
専門官・係長 () = 名称、<内> = 定数
計 <内>

2. 表に定めるもののほか、労働条件政策課賃金時間室に主任中央賃金指導官1人、安全衛生部安全課建設安全対策室に主任技術審査官1人を置く。

2. 事務分担表

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|----------------------|-------------|--|
| 【総務課】 | | |
| 課長補佐 | 秘書人事係 | 1. 局長秘書に関すること。 2. 局内職員の人事・給与に関すること。 3. 服務及び福利厚生に関すること。 |
| 課長補佐 | 人事係 | 1. 労働基準局職員・地方職員(監督官)の人事・懲戒及び分限に関すること(大臣官房地方課所掌分を除く。) |
| | 給与・職員係 | 1. 労働基準局及び地方官署の職員の昇格・定数に関すること(大臣官房地方課所掌分を除く。) |
| 課長補佐(併) | 総括係 法規係 | 1. 局の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 2. 行政評価・監視に関すること。 |
| 課長補佐 | 総務係 | 1. 地方官署の組織及び定員に関すること(大臣官房地方課所掌分を除く。) |
| 課長補佐(併) | 広報係(併) | 1. 広報に係る連絡調整に関すること。 |
| 課長補佐(併) | 監理係(併) | 1. 事業仕分けに関すること及び公益法人に関すること(監査に関することに限る。) |
| | 監理第二係(併) | 1. 公益法人に関すること。 |
| 課長補佐 | 予算係 | 1. 局内の予算編成、執行及び配賦等に関すること。 |
| | 庶務経理係(併) | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 局内(一般会計)の経理に関すること。 |
| 労災保険業務分析官 | | 1. 高度な専門知識や経験に基づき、労災事案に係る裁判所における事実認定のとらえ方、労働保険審査会における再審査請求事案の事実認定の評価方法等及び諸外国における労災保険に係る調査手法等についての情報の収集、分析等を行うことにより、再審査請求事案等の処理の迅速化・適正化のための支援を行うこと。 |
| 【石綿対策室】 | | |
| 室長補佐 | 企画調整係 主査 | 1. 局の所掌に係る石綿に関する対策の企画及び調整に関すること。 2. 企画調整係の所掌事務の一部を分掌する。 |
| 【労働保険審査会事務局】 | | |
| 室長補佐 | 庶務係 | 1. 室の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 室の予算及び経理等に関すること。 |
| 室長補佐 | 審査第一係 | 1. 労働保険の再審査事務(第一合議体関係)に関すること。 |
| | 審査第二係 | 1. 労働保険の再審査事務(第二合議体関係)に関すること。 |
| | 審査第三係 | 1. 雇用保険、退職金共済の再審査事務に関すること。 |
| 【労働条件政策課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 課の予算及び経理等に関すること。 |
| | 企画係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 |
| | 企画第二係(併) | 1. 課の所掌に係る施策に関する企画立案等に関すること。 2. テレワークの推進対策の企画及び調整に関すること。 |
| 課長補佐(併) | 法規係 | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。 |
| 課長補佐(併) | 政策係(併) | 1. 労働契約に関する調査、企画及び調整に関すること。 |
| | 設定改善係 | 1. 労働時間等設定改善に係る助成金に関すること。 2. 仕事と生活の調和の推進に係る委託事業に関すること。 3. 労働時間等設定改善に係る委託事業等に関すること。 4. 仕事と生活の調和推進会議の開催等に係る地方指導に関すること。 |
| 中央労働時間設定改善指導官 | | 1. 仕事と生活の調和推進のための新たな手法に関する企画立案等に関すること。 2. テレワークの普及促進を図るための情報発信・普及促進事業等に関すること。 |
| 【労働条件確保改善対策室】 | | |
| 室長補佐 | 法規係(併) | 1. 室の所掌に係る法令の制定、改廃及び施行に関すること。 |
| | 労働条件確保係 | 1. 室の所掌に係る事務一般に関する企画及び立案に関すること。 2. 自動車運転者対策の企画及び立案に関すること。 |
| | 労働条件改善係 | 1. 外国人労働者、技能実習生対策及び派遣労働者対策等の企画及び立案に関すること。 2. 外国人労働者に係る労働条件の確保及び改善についての指導及び調整等に関すること。 |
| 外国人労働条件専門官 | | 1. 外国人労働者に係る労働条件の確保及び改善についての指導及び調整等に関すること。 |
| 【賃金時間室】 | | |
| 室長補佐 | 政策係 | 1. 賃金の基準(最低賃金を含む)に関する施策の企画立案に関すること。 2. 賃金に関する法令の制定、改廃及び施行等に関すること。 |
| | 最低賃金係 | 1. 課の所掌に係る統計調査の実施、分析及び連絡調整に関すること。 |
| | 指導係 | 1. 最低賃金制の運用に関すること。 |
| | 賃金・退職金制度係 | 1. 賃金・退職金制度に関する企画、立案及び退職手当の保全措置等に関すること。 |
| 中央賃金指導官 | | 1. 賃金に関する専門知識についての地方局署職員への指導及び地方局相互間の調整に関すること。 |
| 賃金・退職金制度専門官 | | 1. 賃金・退職金制度に関する企画立案に関すること。 2. 1に係る関係機関との連絡調整等に関すること。 |
| 【監督課】 | | |
| 課長補佐(併) | 管理係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 課の予算及び経理等に関すること。 |
| 課長補佐(併) | 企画・法規係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整等に関すること。 2. 法令の制定、改廃及び解釈に関すること。 |
| 課長補佐(併) | 監督係 | 1. 監督官の権限行使に関すること。 2. 監督業務の計画運営に関すること。 |
| | 監察係 | 1. 地方局署の監督業務の指導及び調整等に関すること。 |
| 課長補佐 | 特定分野労働条件対策係 | 1. 外国人労働者、技能実習生対策及び派遣労働者対策等の実施に関すること。 |
| | 立替払事業係 | 1. 未払賃金立替払事業に関すること。 |
| | 社会保険労務士係 | 1. 社会保険労務士法の施行、試験の実施に関すること。 |
| 労働監督認務官 | | 1. 行政不服審査、行政事件訴訟及び国家賠償請求訴訟に関すること。 |
| 社会保険労務士専門官 | | 1. 民間紛争解決機関の審査・指定・監督、社会保険労務士の懲戒処分等に関すること。 |

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|-------------------|------------|---|
| 【勤労者生活課】 | | |
| 課長補佐 | 企画係(併) | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整等に関すること。 2. 課の所掌に係る施策の企画に関すること。 |
| | 調査係 | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。 2. 課の所掌に係る事務一般に関する企画立案及び調整等に関すること(企画係の所掌に属するものを除く。) |
| 課長補佐 | 数理係 | 1. 中小企業退職金共済制度の数理等に関すること。 |
| | 管理係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 課の予算及び経理等に関すること。 |
| 課長補佐 | 機構調整係 | 1. 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う業務の指導及び連絡調整等に関すること。 |
| | 財形管理係 | 1. 勤労者財産形成貯蓄制度の運営に関すること。 2. 勤労者財産形成促進制度に係る税制に関すること。 3. 勤労者財産形成促進制度についての調査及び研究並びに勤労者財産形成促進制度の改善及び普及等に関すること。 4. 1に係る関係機関との連絡調整等に関すること。 |
| | 財形融資係 | 1. 勤労者財産形成融資制度の運営等に関すること。 |
| 【勤労者福祉事業室】 | | |
| 室長補佐(併) | 援助係 指導係 | 1. 中小企業勤労者総合福祉推進事業の実施等に関すること。 1. 労働者の福利厚生に係る施策の実施等に関すること。 |
| 【労働金庫業務室】 | | |
| 室長補佐(併) | 指導係 検査係 | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の指導及び監督等に関すること。 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査の企画立案に関すること。 |
| 労働金庫検査官 | | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査に関すること。 |

| | | |
|------------------|----------------|---|
| 《安全衛生部》 | | |
| 【計画課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係 | 1. 部の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 部の予算及び経理等に関すること。 |
| 課長補佐 | 団体監理係 | 1. 労災防止団体の監督、定款の認可及び補助金の交付に関すること。 2. 労働安全衛生コンサルタント関係業務に関すること。 |
| 課長補佐 | 法規係 | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。 |
| 課長補佐(併) | 企画係 | 1. 部の所掌に係る施策の企画立案等に関すること。 |
| 課長補佐(併) | | 1. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 |
| 安全衛生機関検査官 | | 1. 登録製造時等検査機関等の業務監督等の指導に関すること。 |
| 安全衛生訟務官 | | 1. 安全衛生に係る国家賠償請求訴訟等訟務に関すること。 |
| 【国際室】 | | |
| 室長補佐 | 業務係 | 1. 産業安全及び労働衛生に係る国際関係事務に係る企画及び調整等に関すること。 2. 国際協力関係業務に関すること。 |
| 【安全課】 | | |
| 課長補佐 | 業務第一係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 2. 課の予算・組織に関すること。 |
| | 業務第二係(併) | 1. 一般機械(プレス機械、木工機械を除く)関係災害等の防止及び事後措置に関すること。 |
| | 業務第三係(併) | 1. 電気災害、陸上貨物取扱業及び交通運輸業関係災害等の防止及び事後措置に関すること。 |
| 安全衛生機関検査官(併) | | 1. 登録製造時等検査機関等の業務監督等の指導に関すること。 |
| 災害情報官 | | 1. 労働災害情報の公開に関すること。 2. 労働災害情報の集計・分析及び集計・分析結果の公表に関すること。 3. 公開された労働災害情報等を活用した業界の労働災害防止のための取組指導に関すること。 |
| 【建設安全対策室】 | | |
| 室長補佐 | 指導係 | 1. 建設業における労働災害防止に関すること。 |
| 技術審査官 | | 1. 建設工事計画の安全確保に係る審査等に関すること。 |
| 【労働衛生課】 | | |
| 課長補佐 | 業務第一係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 課の予算・組織に関すること。 |
| | 業務第二係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 |
| | 業務第三係(併) | 1. じん肺法及び粉じん障害防止規則の施行等に関すること。 |
| | 業務第四係(併) | 1. 健康保持増進事業の実施等に関すること。 |
| | 業務第五係(併) | 1. 電離放射線障害防止規則及び高気圧障害防止規則等の施行に関すること。 |
| | 業務第六係(併) | 1. 健康診断の基準等に関すること。 |
| 職場復帰対策促進専門官 | | 1. メンタル不調が理由で休業した労働者の職場復帰支援に関すること。 |
| 職業性疾病分析官 | | 1. 職業性疾病等について、高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、職業性疾病対策等の企画・立案のための支援を行うこと。 |
| 【環境改善室】 | | |
| 室長補佐 | 環境改善係 測定技術係 | 1. 快適職場形成促進事業等に関すること。 1. 作業環境測定基準の指導等に関すること。 |
| 【化学物質対策課】 | | |
| 課長補佐 | 業務係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 2. 課の予算・組織に関すること。 |
| 有害性調査機関査察官 | | 1. 有害性調査を行う機関に係る試験施設等に対する適合確認査察及び査察結果の計画等に関すること。 |
| 【化学物質評価室】 | | |
| 室長補佐 | 評価係 審査係 | 1. 化学物質により労働災害が生ずるおそれの評価等に関すること。 1. 新規化学物質の審査及び名称の公表等に関すること。 |
| 化学物質情報管理官 | | 1. 化学物質の有害性調査及び情報収集等に関すること。 |

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|--------------------|--------------------------|--|
| 《労災補償部》 | | |
| 【労災管理課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係 総務係 | 1. 部の所掌に係る庶務一般に関する事。 1. 労災補償事務に係る組織及び定員に関する事。 2. 労災勘定の人件費等に関する事。 |
| 課長補佐 | 企画調整係 | 1. 部の所掌に係る施策の企画立案等に関する事。 2. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| 課長補佐 | 主査 法規係 | 1. 企画調整係の所掌事務の一部を分掌する。 1. 法令の制定、改廃及び施行に関する事。 |
| 課長補佐 | 予算係 | 1. 労災勘定に係る予算の編成、執行及び配賦等に関する事。 |
| 課長補佐 | 決算係 | 2. 労災勘定に係る歳入歳出及び決算に関する事。 |
| 課長補佐 | 経理係 | 1. 労災勘定の支出負担行為及び契約等に関する事。 2. 労災勘定の支出に関する事。 |
| 課長補佐 | 調度係 | 1. 労災勘定の債権管理及び徴収に関する事。 2. 労災勘定の物品及び国庫財産の管理等に関する事。 |
| 課長補佐 | 機構調整第一係 機構調整第二係(併) | 1. 独立行政法人労働者健康福祉機構が行う業務の指導及び連絡調整に関する事。 2. 独立行政法人労働者健康福祉機構が行う労災病院の再編業務の指導及び調整に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 監察係 | 1. 監察計画樹立の補助に関する事。 2. 監察実施事務の補助及び監察記録の整備保存に関する事。 |
| 【労災保険財政数理室】 | | |
| 室長補佐(併) | 料率係 調査係 | 1. 労災保険率、特別加入保険料率の算定及び検討等に関する事。 1. 労災保険財政の分析及び見通しの作成並びに必要な事項についての調査に関する事。 |
| 労災保険数理専門官 | | 1. 労災保険数理一般、メリット制度及び各種調査の計画等に関する事。 |
| 【労働保険徴収課】 | | |
| 課長補佐 | 総務係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 徴収勘定の支出負担行為及び契約等に関する事。 |
| 課長補佐 | 予算係 | 1. 徴収勘定に係る予算の編成、執行及び配賦等に関する事。 |
| 課長補佐 | 企画係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 法規係(併) | 1. 法令の制定、改廃及び解釈に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 業務係 | 1. 労働保険の適用徴収等に関する業務指導の総括及び統計等に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 徴収係(併) | 1. 労働保険の徴収並びに徴収勘定に係る歳入歳出及び決算に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 適用係(併) | 1. 労働保険の適用に関する事。 |
| 中央徴収専門官 | | 1. 労働保険の徴収、滞納処分等の専門的、技術的な指導に関する事。 |
| 労働保険事務組合指導官 | | 1. 労働保険事務組合の育成、指導に関する事(船員法の船員に係る労働保険事務組合に関するものを除く。) |
| 中央船舶事業所指導官 | | 1. 船員法の船員に係る労働保険の徴収等に関する周知広報及び業務指導、関係機関との連絡調整に関する事。 2. 船員法の船員に係る労働保険事務組合の育成、指導に関する事。 |
| 【労働保険徴収業務室】 | | |
| 室長補佐 | 管理係 | 1. 室の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 室の予算及び経理等に関する事。 |
| 室長補佐 | 業務第一係 | 1. システム設計、機械処理、業務指導及び研修等に関する事。 |
| 室長補佐 | 業務第二係(併) | 1. プログラムの作成及び保管に関する事。 |
| 室長補佐 | システム最適化第1係(併) | 1. 労働保険適用徴収システムの最適化計画に係る連絡調整及び調達に関する事(システム最適化第2係の所掌に属するものを除く。) |
| 室長補佐 | システム最適化第2係(併) | 1. 労働保険適用徴収システムの最適化計画の実施に係る仕様調整等に関する事。 |
| 室長補佐 | 主任プログラマー | 1. システムの評価、改善、プログラムの企画及び調整に関する事。 |
| 【補償課】 | | |
| 課長補佐 | 業務係 | 1. 休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、葬祭料(葬祭給付)、傷病(補償)年金及び介護(補償)給付等に関する事。 2. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 |
| 課長補佐 | 企画調整係 | 1. 部課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 2. 労災補償関係法令の疑義照会等に関する事。 |
| 課長補佐 | 通勤災害係 | 1. 通勤災害等に関する事。 2. 特別加入に関する事。 |
| 課長補佐 | 医事係 福祉係 | 1. 療養(補償)給付、診療費の審査制度及び指定医制度等に関する事。 1. 社会復帰促進等事業に関する事。 |
| 課長補佐 | 二次健康診断等給付係 | 1. 二次健康診断等の給付に関する事。 |
| 中央労災医療監察官 | | 1. 療養(補償)給付等の適正事務についての地方監察官等への指導等に関する事。 2. 労災補償の運用の見直し等に係る事務で専門的事項に関する事。 |
| 中央社会復帰指導官 | | 1. 被災労働者の社会復帰の促進についての地方局署関係職員への指導等に関する事。 |
| 労災医療専門官 | | 1. 労災医療に要する費用の算定基準の策定、その他労災医療に関する事務で専門的事項に関する事。 |
| 【職業病認定対策室】 | | |
| 室長補佐 | 職業病認定業務第一係 職業病認定業務第二係 | 1. 負傷に起因する疾病等に係る認定基準の策定、改廃並びにりん伺事案等の取扱に関する事。 1. 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病等に係る認定基準の策定、改廃並びにりん伺事案等の取扱に関する事。 |
| 中央職業病認定調査官 | | 1. 業務上疾病に係る認定、その他補償に関する事務で専門的知識を必要とする事項についての調査等に関する事。 |
| 【労災保険審理室】 | | |
| 室長補佐 | 審査係 審査第二係(併) | 1. 労働保険審査会の審査事案等に関する事。 1. 労働保険審査会との連絡調整に関する事。 |
| 室長補佐 | 訟務係 | 1. 労災補償関係の訴訟に係る事務に関する事(訟務第二係の所掌に属するものを除く。) |
| 室長補佐 | 訟務第二係(併) | 1. 労災補償関係の訴訟に係る事務に関する事(訟務係の所掌に属するものを除く。) |
| 労災保険審査専門官 | | 1. 労働保険審査会の審査事案に関する事務で専門的事項に関する事。 |
| 中央労災補償訟務官 | | 1. 労災補償及び労災保険に係る争訟に関する事務等。 |

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|---------------------|---------------|--|
| 【労災保険業務課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 課の予算の編成及び実行計画に関する事。 |
| | 経理係 | 1. 資金前渡官吏の事務に関する事。 2. 分任契約担当官の事務に関する事。 |
| 課長補佐 | 企画調整係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| | 年金業務係 | 1. 年金給付、労災就学等援護費、労災援護給付金、一時金給付及び介護(補償)給付の支給に係る業務の企画調整並びに関連部局との連絡調整に関する事。 |
| | 年金福祉第一係 | 1. 年金給付等の受給者の相談・支援に係る業務委託・調査研究及び資料分析に関する事(他の係に属するものを除く。) |
| | 年金福祉第二係 | 1. 労災特別介護施設の設置に係る企画、計画の実施及び連絡調整等に関する事。 |
| 課長補佐(併) | システム管理係 | 1. システムの実施(移行)計画及び改善、開発事案に係る運用計画・管理等に関する事。 |
| | 伝送係 | 1. データ通信回線網、電子計算機及び通信回線機器等並びに端末装置の運用・保守に関する事。 |
| | システム運用係 | 1. 労災システムの運用に関する事。 |
| | 情報システム運用係(併) | 1. 監督・安全衛生業務システムの運用、管理に関する事。 |
| | 情報システム業務係(併) | 1. 監督・安全衛生業務システムの企画及び調整に関する事。 |
| 課長補佐 | 統計調査係 | 1. 労災保険給付に係る機械処理決算業務に関する事。 2. 労災保険給付に係る給付統計等に関する事。 |
| | 短期給付係 | 1. 短期給付一元管理システム等の機械処理に係る業務分析・プログラム改修等に関する事。 |
| 課長補佐 | 支払第一係(併) | 1. 年金給付等及び診療費の支払、支払に係る事故処理等に関する事。 |
| | 支払第二係 | 1. 支払関係リスト等の整備及び保管等に関する事。 |
| システム管理調整官 | 主任プログラマー | 1. 新規システムの開発業務の統括に関する事。 2. システムの評価、改善、プログラムの企画及び調整に関する事。 |
| 【システム最適化推進室】 | | |
| 室長補佐 | システム調整係 | 1. 労災行政情報管理システム及び労働基準情報システムの連携、調整に関する事。 2. 刷新可能性調査結果の費用提案に基づく予算編成及び刷新可能性調査により提案された調達方式の検討及び調整に関する事。 |
| | システム最適化第一係(併) | 1. 労災行政情報管理システムの最適化計画に基づく短期給付、統計システム及び特別加入システムの計画策定、設計・開発及び調整に関する事。 2. システム最適化の評価に関する事。 |
| | システム最適化第二係(併) | 1. 監督・安全衛生業務の最適化計画に係る設計・開発及び調整に関する事。 |
| | システム最適化第三係(併) | 1. 労災行政情報管理システムの最適化計画に基づく年金等給付の他、システム最適化第一係の所掌に属さない計画策定、設計・開発及び調整に関する事。 |
| | システム最適化第四係(併) | 1. 労災保険給付業務の業務・システム最適化計画に関連する労災診療費レセプトオンライン請求化に係る設計・開発等に関する事。 |
| | システム最適化第五係 | 1. 住基ネット等の他システムとの連携・接続等に係る調整、システム化による業務効率化に向けた検討に関する事。 2. 将来に向けたシステムハードウェア基盤整備に係る調査分析等に関する事。 |